





て北海道における探鉱事業等を行う特殊会社を設け、地下資源の開発を積極的に促進することがこの際緊要であると考えるのであります。

以上のような理由から、探鉱等の事業を行う機関として、北海道地下資源開発株式会社を設立することを提案いたしました次第でござります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一には、本公司は、北海道における地下資源の開発を促進するため探鉱等の事業を行ふことを目的といたしておられます。従つて、鉱山の経営等は行わないこととなつております。

第二には、本公司は、事業の性質上、國の意思を的確に反映させるべき機関であることの裏づけとして、政府は常時会社の株式の二分の一以上を保有することとして、その特殊会社としての性格を明らかにいたしました。なお、昭和三十三年度は、産業投資特別会計からの出資二億円、民間からの出資一億円を予定いたしております。

第三には、会社の役員について、その人數を取締役については七人以内、監査役については二人以内とし、必要以上の人員増加を防止するとともに、取締役が会社外の業務に従事する場合について、所要の規定を設けました。

第四には、会社の性格にかんがみ、各種の助成措置を講ずることとし、政

府所有株式の後配を行い、会社に対し登録税を減免するとともに、社債発行限度の特例を規定することにより、資金の確保に遺憾なきを期しました。

第五には、以上と表裏して、会社の取締役等の選任、解任の決議等役員に

関する事項については内閣總理大臣、新株の発行、事業計画の策定及び変更、重要財産及び鉱業権の譲渡、譲り受け等、社債の発行及び長期資金の借り入れ、定款の作成及び変更、利益金の処分、合併及び解散の決議等について、内閣總理大臣及び通商産業大臣の認可事項とするほか、検査等の監督権を両大臣において行うこととし、右の権限は、内閣總理大臣及び通商産業大臣と協議すべきこととしたのであります。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

○委員長(近藤信一君) それでは、次に合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律案、及び中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、白瀬通産業政策次官から説明を求めます。

○政府委員(白瀬仁吉君) 合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申しあげます。

昨年の第二十六国会において、ゴムの供給の確保をはかるための措置といつたとして、合成ゴム製造事業特別措置法が制定されたのであります。昨年十二月には日本合成ゴム株式会社がこの法律に基く承認を受けて設立され、目下同社においては、製造技術の導入、その他工場建設の準備を着々進めているのであります。

しかしながら、現行の合成ゴム製造事業特別措置法におきましては、その要點は、右通りであります。

要點の第二は、監督規定の強化であります。会社に対しましては、従来から相当の監督を行なつており、これをその切りかえに伴い必要な事項を法律で定めなければならないことになつてゐる所以であります。

従つて、政府におきましては、三十一年度予算案においてこれに必要な予算措置を講じますとともに、立法措置としては、今回この改正案を提出した次第であります。

次に、この法案の要点を申し上げます。

その第一は、出資方式の変更であります。現行法の第二条を改正し、日本開発銀行の出資方式を、政府の出資の方程式に改めたことであります。すなわち、現行法の第二条によれば、合成ゴムの製造事業者であつて大蔵大臣および通商産業大臣の承認を受けたものは、日本開発銀行が十億円を限度として出資できることになつてゐるのではありません。しかしながら、日本開発銀行は、金融情勢の変化等から、いまだこの十億円の出資の全部を終了しておませんので、今回の改正におきましては、経過的に三十三年度中に限つてなお日本開発銀行が出資できることとします。したがつて、合資の完了を待つて、三十三年度中においてできる限り早くその株式を譲り受けることとし、これによって政府出資の方式に切りかえることとしているのと並んで、その時期には政府は、所有株式を処分するものとして、本法があくまでも臨時の措置である、という性格をここに明らかにいたしましたのであります。

以上申し上げましたのが改正の要点でございますが、これに伴い、従来の題名では、法律の内容をいい表わします。この法律に付する「日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律」に改めることとしたのであります。

要點の第三といたしましては、政府は、会社の経理的基礎が確立したと認めるとときは、有価証券市場の状況を考慮し、なるべくすみやかにその所有する会社の株式を処分する旨の規定を新たに設けたこととあります。日本合成ゴム株式会社は、その事業計画等から見ましても、数年後には民間企業の採算ベースに乗り得る会社でありますので、その時期には政府は、所有株式を処分するものとして、本法があくまでも臨時の措置である、という性格をここに明らかにいたしましたのであります。

以上申し上げましたのが改正の要点でございますが、これに伴い、従来の題名では、法律の内容をいい表わします。この法律に付する「日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律」に改めることとしたのであります。

要點の第四といたしましては、政府は、法律の内容をいい表わします。この法律に付する「日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律」に改めることとしたのであります。

要點の第五といたしましては、政府は、法律の内容をいい表わします。この法律に付する「日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律」に改めることとしたのであります。

第二は、公庫の予算及び決算に関する法律の改正であります。すなわち、中小企業信用保険公庫の予算決算につきましては、公庫の予算及び決算に関する法律に所要の改正を加え、特に、公庫の会計制度に彈力性を与え実情に即した措置を実施し得るよう、公庫が保険金等あらかじめ指定を受けた費目に予備費を使用する場合には、大蔵大臣の承認を要しないものとしたことであります。

第三は、法人税法、所得税法等を改正して、公庫について非課税の措置をとつたことであります。

第四は、行政機関職員定員法、中小企業設置法等の関係法律について、中小企業信用保険特別会計が廃止され、公庫が設置されますことに伴い、所要の改正を行なったことであります。

以上が中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられますようお願い申し上げます。

○委員長(近藤信一君) それでは、次に理化学会議所法案につき、正力科学技術庁長官から説明を聴取します。

○国務大臣(正力松太郎君) ただいま議題となりました理化学会議所法案につきまして、提案理由を御説明いたします。

わが国産業の発展と国民生活の向上を期するためには、その根源をなすところの科学技術の飛躍的な振興をはかる必要があることは、あらためて申し上げるまでもないところであります。そのためにとるべき方策は、少くなく

いのであります。が、なかなかうまく、わが国における研究活動を一段と活発ならしめるとともに、その研究成果を産業界にとり入れ、その企業化を促進することは、科学技術振興上の要諦であると考えるのであります。周知の通り、株式会社科学研究所は、多数の優秀な技術者と研究設備を擁し、財團法人理化研究所以来、四十年になんなんとする輝かしい歴史的伝統を持った、わが国有数の研究機関であります。また同研究所は、物理、化学及びその応用等各研究部門の知識経験を総合結集し得るという意味においても、また基礎研究から、応用研究を経て、工業化試験までを、一貫して実施し得るという意味においても、名実ともにりっぱな综合的研究所であります。今日まで、幾多のすばらしい業績を上げて参つておるものであります。

同研究所は、昭和二十三年に、財團法人組織を改組し、名称も改めて、株式会社科学研究所として発足したのであります。が、さらに昭和二十七年に設けた製造部門を、科研化学株式会社として分離し、以来、研究部門のみをもつて立つところ、純然たる研究機関として、研究及びその成果の普及とお願い申し上げます。

○委員長(近藤信一君) それでは、次に理化学会議所法案につき、正力科学技術庁長官から説明を聴取します。

○国務大臣(正力松太郎君) ただいま議題となりました理化学会議所法案につきまして、提案理由を御説明いたします。

わが国産業の発展と国民生活の向上を期するためには、その根源をなすところの科学技術の飛躍的な振興をはかる必要があることは、あらためて申し上げるまでもないところであります。そのためにとるべき方策は、少くなく

いのであります。が、なかなかうまく、わが国における研究活動を一段と活発ならしめるとともに、その研究成果を産業界にとり入れ、その企業化を促進することは、科学技術振興上の要諦であると考えるのであります。周知の通り、株式会社科学研究所は、多数の優秀な技術者と研究設備を擁し、財團法人理化研究所以来、四十年になんなんとする輝かしい歴史的伝統を持った、わが国有数の研究機関であります。また同研究所は、物理、化学及びその応用等各研究部門の知識経験を総合結集し得るという意味においても、また基礎研究から、応用研究を経て、工業化試験までを、一貫して実施し得るという意味においても、名実ともにりっぱな综合的研究所であります。今日まで、幾多のすばらしい業績を上げて参つておるものであります。

同研究所は、昭和二十三年に、財團法人組織を改組し、名称も改めて、株式会社科学研究所として発足したのであります。が、さらに昭和二十七年に設けた製造部門を、科研化学株式会社として分離し、以来、研究部門のみをもつて立つところ、純然たる研究機関として、研究及びその成果の普及とお願い申し上げます。

○委員長(近藤信一君) それでは、次に理化学会議所法案につき、正力科学技術庁長官から説明を聴取します。

○国務大臣(正力松太郎君) ただいま議題となりました理化学会議所法案につきまして、提案理由を御説明いたします。

わが国産業の発展と国民生活の向上を期するためには、その根源をなすところの科学技術の飛躍的な振興をはかる必要があることは、あらためて申し上げるまでもないところであります。そのためにとるべき方策は、少くなく

いのであります。が、なかなかうまく、わが国における研究活動を一段と活発ならしめるとともに、その研究成果を産業界にとり入れ、その企業化を促進することは、科学技術振興上の要諦であると考えるのであります。周知の通り、株式会社科学研究所は、多数の優秀な技術者と研究設備を擁し、財團法人理化研究所以来、四十年になんなんとする輝かしい歴史的伝統を持った、わが国有数の研究機関であります。また同研究所は、物理、化学及びその応用等各研究部門の知識経験を総合結集し得るという意味においても、また基礎研究から、応用研究を経て、工業化試験までを、一貫して実施し得るという意味においても、名実ともにりっぱな综合的研究所であります。今日まで、幾多のすばらしい業績を上げて参つておるものであります。

同研究所は、昭和二十三年に、財團法人組織を改組し、名称も改めて、株式会社科学研究所として発足したのであります。が、さらに昭和二十七年に設けた製造部門を、科研化学株式会社として分離し、以来、研究部門のみをもつて立つところ、純然たる研究機関として、研究及びその成果の普及とお願い申し上げます。

○委員長(近藤信一君) それでは、次に理化学会議所法案につき、正力科学技術庁長官から説明を聴取します。

○国務大臣(正力松太郎君) ただいま議題となりました理化学会議所法案につきまして、提案理由を御説明いたします。

わが国産業の発展と国民生活の向上を期するためには、その根源をなすところの科学技術の飛躍的な振興をはかる必要があることは、あらためて申し上げるまでもないところであります。そのためにとるべき方策は、少くなく

いのであります。が、なかなかうまく、わが国における研究活動を一段と活発ならしめるとともに、その研究成果を産業界にとり入れ、その企業化を促進する

式会社の形態から、特殊法人の形態に切りかえようとするものであります。

なぜ特殊法人に切りかえをする必要があるかということは、一般に認めています。

第一点は、研究機関としての性格、それが国には、すぐれた研究成果が、少なくあることから見て、特殊法人を適当とす

ることであります。

並びにこれに対する国の援助の強化と並びにこれに対する国会審議の際にも、株式会社といふ組織が、当研究所にとつて適

当な形態であるかどうかが、問題になつたのであります。が、今日までの経過、実情から判断しましたところ、必ずしも、株式会社組織が妥当ではない

といふ結論を得るに至つたのであります。現在のよろな株式会社の形態では、とかく画期的な発明の源泉となす基礎的研究の実施、あるいは、わが国にとつて必要な基礎的研究から、応用研究、工業化試験への結びつけ等、営利性に合致しがたい事業を重視するわけにはいかないのみならず、研究所に対する政府の今後の援助強化の面から見ます。また、政府の方針を研究所に反映させるためにも、特殊法人の形態が望ましいと考えられるのであります。

研究機関において上げられた、主として公共的な研究成果のうち、民間企業の危険負担によつては、開発すること

が困難である重要な新技術を開発するとともに、その開発の成果をできるだけ広く、民間企業に活用させると、新しい事業を、同研究所に担当せしめようと考えているのですが、こ

れこれを要するに、政府といたしましては、同研究所の研究機能を拡充強化すると同時に、新技術の開発の業務を株式会社を改組して、特殊法人にしてしまうとすると、この考え方に基いて、従来の

これが行わしめようとする考えであります。また、政府の方針を研究所に反映させるためにも、特殊法人の形態が望ましいと考えられるのであります。

次に、本法案の概要を御説明いたします。

第一に、同研究所の設置の目的は、総合的な試験研究の実施、新技術の効率的な開発、並びにこれらの試験研究、及び、新技術開発の成果の、わが

國企業一般に対する普及の事業を行なうことを適當とは認められないと

第三に、同研究所の性格にかんがみ、その定款及び業務方法について認可制をとるとともに、役員すべてを内閣総理大臣の任命といたします。

第四として、新技術の開発業務につきましては、その円滑な運営を期するため、研究所に開発委員会を設置するとともに、開発実施計画について、認可制をとつております。

第五として、同研究所に對しては、登録税、不動産取得税を非課税とする等、税制上の助成措置をとつております。

最後に、科学研究所から理化学会議所への切りかえのための措置として、科学研究所の解散等につき商法の特例を置き、また評議會設立を設ける等の経過規定を定めております。

以上、本法案の提案理由、及びその内容に関する概要の御説明を申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

○委員長(近藤信一君) 以上で提案理由の説明は終了いたしましたが、審議は後日に譲ることといたし、午前中に引き続き、輸出保険法の一部を改正する法律案に関する質疑を行います。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○大竹平八郎君 まず第一にお伺いいたします。たたかいでのあります。が、現在これはまだ登録制の問題がうわさに上つておりますが、貿易の商社の登録という問題は法定化しておらぬようあります

が、大体貿易商社の数といふものはどのくらいあるのでありますか。

本法律案は、同研究所の名称を理化学会議所と改めるとともに、從来の株式会社の形態から、特殊法人の形態に切りかえようとするものであります。が、なかなかうまく、わが国における研究活動を一段と活発ならしめるとともに、その研究成果を産業界にとり入れ、その企業化を促進する

さしていただきますが、大体六千前後かと思います。

○大竹平八郎君 そのうち、大体日本の貿易の半分、もしくは六〇%は大体

その総合商社によつて占められておる

と言われておりますが、大体そら感じてよろしいのでありますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 総合商社といいますと、語弊があるかもしませんが、大体ずっと順番でついていきまして、上から二十社程度でもちまし

て、大体全体の七割程度を、貿易の七割程度をやつておるということになつております。

○大竹平八郎君 この七〇%を二十商社で大体おやりになると、これは戦前

に比較してどうでありますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 正確な資料がございませんので、あるいは若干誤つておるかもしれません。これは若干

戦前は御存じのように三井、三菱の二社でもちまして、大体三割五分から四割見当をやつておつたといふように記憶いたしております。

○大竹平八郎君 そうすると、現状に

おきましては、わずか二十二、三の総合商社によつて七〇%の大体貿易を

扱つておる。そうすると約六千に近いものがそのうちの大体三〇%をやつておる、こぢりることになるのであります。され

ば、これ私は本案に関しましてお

尋ねをするのであります。この大体の比率の状況で、保険金といふものはかけられておりますか、そしてその場合、あるいは資料が出ておるかもしれませんが、かりに今局長がお話しの総合商社二十社といたしてよろしいのであります。この大体七〇%に該当する二十社の総保険掛金と、それか

らあの六千に近いものの掛金、これをお尋ねしたいのです……。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今の大商社が何ばかりおるか、中小の商社が

あります。それで申し上げますと、この輸出手形保険、それから

輸出金融保険につきましては、おおむね中小の商社の利用が特に多いのであります。それから普通輸出保険につきましては、大体大中小の商社に万べん

なく利用されておるのではないかと思

うのであります。それから輸出手代金保険、それから投資保険はおおむね大商社によつて利用されておる、こういう

ような状況でござります。

○大竹平八郎君 これは本案をそのまま

取り扱つたものを直接通産省でお取扱いになるといふような意味におきまし

て、ここに書いてあります通り、大体一二〇%程度の引き下げができる、この

意味においてこれは輸出振興に大いに貢献できるものと、かように考える

の今まで十六保険会社が取り扱つてい

て、今度直接役所がこれは取り扱うと

いうことになりますが、損害といつて

はなんですが、保険会社としては大体どのくらい従来かけていたものを失う

といふことになるのでしょうか。これ

はごく概数でけつこうですが、掛金で

いたしまして保険契約額のうちの約千七百万円程度が元受保険会社の収入減

になるわけであります。

○政府委員(松尾泰一郎君) 大体平均

營をいたしますための経費の増といった

あります。それは今般の予算におい

て人員の増加を若干認めてもらうこと

になつておるのであります。十五名の

○大竹平八郎君 そうすると、要するに端的に申し上げると、保険会社は千七百万円というものが取入減になる、産局における人間とで、サービスの低下をちょっとと概略のもし説明ができれば

あります。それと従来の本省及び各地方通

市にお尋ねしたいのです……。

○政府委員(松尾泰一郎君) このサ

何ばといふのは、ちょっとと今統計をとつておりますが、大体のことを申し上げ

ますと、この輸出手形保険、それから

輸出金融保険につきましては、おおむね中小の商社の利用が特に多いのであります。それから普通輸出保険につきましては、大体大中小の商社に万べん

なく利用されておるのではないかと思

うのであります。それから輸出手代金保

険、それから投資保険はおおむね大商

社によつて利用されておる、こういう

ような状況でござります。

○大竹平八郎君 これは本案をそのまま

取り扱つたものを直接通産省でお取扱いになるといふような意味におきまし

て、ここに書いてあります通り、大体一二〇%程度の引き下げができる、この

意味においてこれは輸出振興に大いに貢献できるものと、かように考える

の今まで十六保険会社が取り扱つてい

て、今度直接役所がこれは取り扱うと

いうことになりますが、損害といつて

はなんですが、保険会社としては大体どのくらい従来かけていたものを失う

といふことになるのでしょうか。これ

はごく概数でけつこうですが、掛金で

いたしまして保険契約額のうちの約千七百万円程度が元受保険会社の収入減

になるわけであります。

常勤職員の増加を見てもらつてあります。それと従来の本省及び各地方通

市にお尋ねしたいのです……。

○政府委員(松尾泰一郎君) このサ

何ばといふのは、ちょっとと今統計をとつておりますが、大体のことを申し上げ

ますと、この十五名の配分といふのは

とはいがであります。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今度の改正につきましては、この現在元受保険会社になつておられますところのみならず、その保険会社を監督されております。大蔵省と十分に協議いたしました。確かに御指摘のよう

に、保険会社自身の経理からいいますと、若干のマイナスになるわけであ

ります。大蔵省と十分に協議いたしました。確かに御指摘のよう

に、保険会社自身の経理からいいますと、若干のマイナスにはなるわけであ

ります。大蔵省と十分に協議いたしました。確かに御指摘のよう

僚化しないといふ、こういう御自信はあると思うのであります。この点を一つお尋ねしたいのです……。

○政府委員(松尾泰一郎君) このサ

何ばといふのは、ちょっとと今統計をとつておりますが、大体のことを申し上げ

ますと、この十五名の配分といふのは

とはいがであります。

○政府委員(松尾泰一郎君) これは私はよくわか

れわれといたしまして、もう決してそういうことのないつもりで運用を

して参りたいとこう思つておるのでござりますが、先日の御説明にも申し上

げましたように、多数のこの貿易業者を相手とする保険ではございませんが、現在のこの普通輸出保険のうち、九四%、金額にして八〇%もがこの輸出組合の包括保険に実はなつてお

が、現在のこの普通輸出保険のうち、九四%、金額にして八〇%もがこの輸出組合の包括保険に実はなつてお

快きものだと思うのです。ところが、やはり今度は直接受けると、通産省、通産局、あるいは通商事務所というものが窓口ということになると、一体どれだけそのサービスができるかということになると、非常に疑問だと私は思うのですが、今の十五人という配置のことをまあ聞いた上で、それで大丈夫であるといふふなお話しでございまして、一点突っ込んでお聞きしたいと思うことは、その十五人というのは、今までの通産省の官吏の配置によつて、その窓口に当らせるといふ措置をとるのですか。それともまた、特別な保険関係をやつていた者で、かなりこの種のものに熟練したものを持たる、ないしは熟練していなかつたら、新たなる指導、教育をして、その部局に置くといふ、こういうお考えなのでですか。そしてまた、それは通商局の何課の係になつてこういうことがやられるのですか、具体的に一つお聞かせ願いたいと思うのです。

に、この省全体としまして人員の減らされるところもかなりあるわけでありますので、人情いたしましてまず部内の人員の配置転換でやるようなことになるのではないかと思つておるわけであります。それで間に合わぬ場合には、外部から新しく採用する、こういうふうに考えております。

○大竹平八郎君　いま一点伺いまして、後日にまた譲りたいと思うのであります、たしか資料も出でると思うのであります、端的にお伺いするのですが、たしか資料も出でると思うのであります。普通輸出保険のうちで一番大きなものは、言うまでもなく綿糸布であるとか、鉄道車両といふのであります。昨年としましては、實際に支払ったものは、この区別として、たとえば綿糸布の関係にどのくらい支払ったのか。あるいは鉄道車両関係にどのくらい支払ったとか、そういうデータが簡単に御説明できましたら、ちょっと二、三伺いたい。

○政府委員(松尾泰一郎君)　お尋ねの保険金の支払いをさしますが、普通輸出保険の支払保険額の総額が三十二年度の四月から十二月までにおきまして千五百四十四万八千円、こういうことになつております。そのうちこの個別保険支払保険金はゼロであります。それから綿糸布は包括保険になつておりますが、綿糸布の支払保険金は八百十三万九千円であります。それから人織糸布の包括保険の支払い保険額は七百三十万八千円になつております。それから鐵道車両の包括保険につきましてはまだ保険金は支払つておりません。それから機械の機械設備包括保険につきましても、まだ保険金の支払いといふところまでは至つております。

○大竹平八郎君 いま一点伺いたいのですが、この普通保険といいますか、大体まあ始めてまだ七、八年で、これを断定をするということはできないのであります。ですが、大体どうでありますか、年々歳々やはり貿易額がふえていくのでありますから、ふえるのは当然なんだと思いますが、保険の徹底という問題もあるのであります。率としては、輸出高の増高に並行して、やはり保険金といふものはふえていくのは当りますが、そういう工合になつておりますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 輸出額の増加に伴いまして、もちろん輸出保険の契約額がふえていることは、先般も御説明申し上げました通りであります。しかしまあその輸出額の増加に、何といいますか、比例してといいますか、プロポーションネイトリ-にふえているか、まだそこはちょっと調べておりませんが、保険の性質としまして、創立当初の二、三年といふものは、割に順調でもなかつたのであります。実は昨年度あたりからは、非常にこの契約額もふえて参つております。これは最近になりまして、いろいろの海外の事件も発生するということで、貿易業者の皆さん方が、この保険制度といふもの価値を漸次認識をされるようになつてきたのであらうと思つております。先般も申し上げましたように、現在の規模から言いますと、年率にいたしまして千四百億円ということになりますと、全貿易額の一割五分以上にはなつて……。

耳

- |                     |
|---------------------|
| 第一章 総則(第一条・第二条)     |
| 第二章 事業(第三条—第十条)     |
| 第三章 施設(第十一条—第十五条)   |
| 第四章 供給(第十六条—第二十一条)  |
| 第五章 雜則(第二十二条—第二十六条) |
| 第六章 罰則(第二十七条—第三十一条) |

第一章

- ## (目的) 第一章 総則

○委員長(近藤信一君) ちょっとと速記をとめて……。

〔速記中止〕

○委員長(近藤信一君) ちょっとと速記を起して下さい。

本日はこの程度にとどめ、次回は来る十一日前十時より開会することにして、本日はこれにて散会いたしました。

左の案件を付託された。

一、工業用水道事業法案

午後二時四十三分散会

工业用水道事業法案

工业用水道事業法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 事業(第三条・第十条)

第三章 施設(第十三条・第十五条)

第四章 供給(第十六条・第二十一条)

第五章 雑則(第二十二条・第二十三条)

第六章 罰則(第二十七条・第二十八条)

附則

(目的)

第一章 総則





2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(聴聞)

第二十五条 通商産業大臣は、第十一条第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならぬ。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

(異議の申立)

第二十六条 この法律の規定によつてした処分に対しても不服のある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立てをすることができる。ただし、処分の日から六日を経過したときは、異議の申立てをすることができない。

2 通商産業大臣は、前項の異議の申立てがあつたときは、前条の例により公開による聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立てした者に送付しなければならない。

第六章 罚则

第二十七条 第三条第二項の規定に違反して工業用水道事業を営んだ者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

る検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

に事業の概況及び工業用水道施設の状況を記載した書類その他通商産業省令で定める書類を添附して、通商産業大臣に提出しなければならない。

前二項に規定する供給規程又は供給契約の条件を通商産業大臣に届け出なければならない。  
この法律の施行の際現に自家用工業用水道を布設している者は、

第六章 罰則

第二十七条 第三条第二項の規定に違反して工業用水道事業を営んだ者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項の規定に違反して第四条第一項第三号又は第四号の事項を変更した者

二 第九条第二項の規定に違反して工業用水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

三 第十六条第一項の規定に違反して工業用水の供給を拒んだ者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第二項の規定に違反して工業用水を供給した者

二 地方公共団体以外の工業用水道事業者であつて、第十七条第二項の認可を受けた供給規程（第十九条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給規程）によらないで一般の需要に応じ工業用水を供給したもの

第三十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七条、第八条第二項、第十三条又は第二十一条の規定によることの届出をせず、又は虚偽の記録をした者

二 第十九条の規定による記録をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十四条第一項の規定によ

に事業の概況及び工業用水道施設の状況を記載した書類その他通商産業省令で定める書類を添附して、通商産業大臣に提出しなければならない。

前二項に規定する供給規程又は供給契約の条件を通商産業大臣に届け出なければならない。  
この法律の施行の際現に自家用工業用水道を布設している者は、

四 第二十四条第一項の規定によ  
る検査を拒み、妨げ、又は忌避  
した者

第三十一条 法人の代表者又は法人  
若しくは人の代理人、使用人その  
他の従業者が、その法人又は人の  
業務に関し、前四条の違反行為を  
したときは、行為者を罰するほ  
か、その法人又は人に対しても各本  
条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算  
して六月をこえない範囲内で政令  
で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際現に工業用  
水道施設の設置の工事を行つてお  
り、又はこの法律の施行の日から  
五月を経過した日前に工業用水道  
施設の設置の工事を開始する地方  
公共団体に対する第三条第一項の  
規定の適用については、同項中  
「その工業用水道施設の設置の工  
事の開始の日の六十日前まで」と  
あるのは、「この法律の施行の日  
から三月以内」とする。

3 この法律の施行の際現に工業用  
水道事業を営んでいる者は、第三  
条第一項の規定による届出をし、  
又は同条第二項の許可を受けたも  
のとみなす。

4 前項の規定により第三条第一項  
の規定による届出をし、又は同条  
第二項の許可を受けたものとみな  
された者(以下「既存工業用水道事  
業者」という。)は、この法律の施  
行の日から三月以内に、第四条第  
一項各号の事項を記載した届出書

に事業の概況及び工業用水道施設の状況を記載した書類その他通商産業省令で定める書類を添附して、通商産業大臣に提出しなければならない。

前二項に規定する供給規程又は供給契約の条件を通商産業大臣に届け出なければならない。  
この法律の施行の際現に自家用工業用水道を布設している者は、

に事業の概況及び工業用水道施設の状況を記載した書類その他通産業省令で定める書類を添附して、通商産業大臣に提出しなければならない。

5 この法律の施行の際現に第四条第一項第二号から第四号までの事項を変更するため工業用水道施設の変更の工事を行つており、又はこの法律の施行の日から五月を経過した日前に第四条第一項第二号から第四号までの事項を変更するため工業用水道施設の変更の工事を開始する地方公共団体たる工業用水道事業者に対する第六条第一項の規定の適用については、同項中「その変更に必要な工事用水道施設の変更の工事の開始の日の四十日前まで（工事を要しないときは、その変更前）」とあるのは、「この法律の施行の日から三月以内」とする。

6 地方公共団体たる既存工業用水道事業者がこの法律の施行の際現に定めている供給規程（供給規程を定めていないときは、現に定めている供給契約の条件）は、第七条第一項の規定による届出をした供給規程とみなす。

7 地方公共団体以外の既存工業用水道事業者がこの法律の施行の際に定めている供給規程（供給規程を定めていないときは、現に定めている供給契約の条件）は、この法律の施行の日から六月間は、第十七条第二項の認可を受けた供給規程とみなす。

8 既存工業用水道事業者は、この法律の施行の日から一月以内に、

前二項に規定する供給規程又は供給契約の条件を通商産業大臣に届け出なければならない。  
この法律の施行の際現に自家用工業用水道を布設している者は、

前二項に規定する供給規程又は供給契約の条件を通商産業大臣に届け出なければならない。

9 この法律の施行の際現に自家用工業用水道を布設している者は、この法律の施行の日から三月以内に、第二十二条第一項各号の事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

10 前項の規定による届出をした者は、第二十二条第二項の規定の適用については、同条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

11 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 地方公共団体以外の既存工業用水道事業者であつて、附則第四項の規定に違反して届出書を提出せず、又は虚偽の届出書を提出したもの

二 地方公共団体以外の既存工業用水道事業者であつて、附則第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたもの

三 附則第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

12 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

13 (土地収用法の一部改正)  
土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のよう  
に改正する。

第三条第十八号中「水道用水供給事業」の下に「工業用水道事業法(昭和三十三年法律第号)による工業用水道事業」を加える。(道路法の一部改正)

14 道路法(昭和二十七年法律第八号)の一部を次のよきに改正する。

第三十六条第一項中「水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)」の下に「工業用水道事業法(昭和三十一年法律第号)」を加え、「又は水道用水供給事業」を「水道用水供給事業又は工業用水道事業」に改める。

三月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、小売商業特別措置法案反対に関する請願(第八九六号)(第九三七号)

第八九六号 昭和三十三年二月二十一日受理

小売商業特別措置法案反対に関する請願

請願者 北海道釧路市春採二十四

九太平洋炭礦職域生活協同組合理事長 広部

紹介議員 大矢 正君

小売商業特別措置法案は、小売商業者の振興を図るといふ名のもとに、実は生活協同組合運動等に対する不当な規制を行つもので、その第三条の規定は生活の合理化をめざす生協に対して不便な方法をとらせたり、現金による利用を禁止しようとするものである上、小売商業総取扱における生協の占める比重は約〇・九パーセントにすぎず、

むしろ生協の保護育成をはかるべき段階にあるにかんがみ、一般消費者の自主的組織に対するこのよきな措置は民衆に對する圧迫のあらわれといわなければならないからこの法案を撤回せられたいとの請願。

第九三七号 昭和三十三年二月二十日受理

小売商業特別措置法案反対に関する請願(二通)

請願者 長野市原町産業会館内長野県農民団体会議  
内 米沢嘉久太外一名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。